事業番号　0371

平成２５年行政事業レビューシート　（文部科学省）

事業名	日本芸術院会員年金の支給等に必要な経費	担当部局庁	文化庁	作成責任者	
事業開始・終了(予定）年度	昭和16年度・なし	担当課室	文化部芸術文化課	芸術文化課長 舟橋　徹	
会計区分	一般会計	政策・施策名	ＸⅢ　文化による心豊かな社会の実現 ＸⅢ-1　芸術文化の振興		
根拠法令 （具体的な条項も記載）	文部科学省設置法　第32条 日本芸術院令	関係する計画、通知等	―		
事業の目的 （目指す姿を簡潔に。3行程度以内）	日本芸術院は、美術、文芸、音楽、演劇、舞踊等芸術各分野の優れた芸術家を優遇するために設けられた栄誉機関であり、芸術の発達に寄与する活動を行い、芸術に関する重要事項を審議し、及びこれに関し文部科学大臣又は長官に意見を述べることができる会員の活動を支え、会館を運営する。				
事業概要 （5行程度以内。別添可）	・日本芸術院は院長1名と会員120名以内で組織され、美術、文芸、音楽・演劇・舞踊の3部で構成される。 ・会員は終身とし、予算の範囲内で年金が支給される。 ・会員には各部の選挙で過半数を得た者が推薦され、総会の承認を経た後、文部科学大臣より任命されるが、その選考を行う。 ・会員以外の者で、卓越した芸術作品と認められるものを制作した者及び芸術の進歩に貢献する顕著な業績があると認められる者に対して、毎年、恩賜賞と日本芸術院賞を天皇皇后両陛下の御臨席のもと授与するが、その選考を行う。 ・日本芸術院の所蔵作品の公開展示や会員による講演会の実施、その他日本芸術院活動記録作成や会員に関する記録制作を行う。				
実施方法	■直接実施　□委託・請負　□補助　□負担　□交付　□貸付　□その他				

予算額・執行額（単位:百万円）

		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求
予算の状況	当初予算	343	351	340	336	353
	補正予算	▲ 6	▲ 6	▲ 25	-	
	繰越し等	-	-	-	-	
	計	337	345	315	336	353
執行額		304	314	303		
執行率（%）		90.2%	91.1%	96.0%		

成果目標及び成果実績（アウトカム）

成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値（25年度）
日本芸術院会員（120名以内）	成果実績	人	105	109	109	120
	達成度	%	87.5	90.8	90.8	

成果目標及び成果実績（アウトカム）

成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値（25年度）
恩賜賞及び日本芸術院賞授与数（15件以内）	成果実績	人	9	8	8	15
	達成度	%	60	53	53	

活動指標及び活動実績（アウトプット）

活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
所蔵作品公開展示及び会員特別講演会の集客数	活動実績 （当初見込み）	人	13,379	44,652 (50,000)	98,934 (80,000)	― (2,000)

単位当たりコスト	100,000（円／回）	算出根拠	X:会員への講演会講師謝金(1名　100,000円) Y:講演会1回

平成25・26年度予算内訳

費　目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由
日本芸術院会員手当	303 百万円	303 百万円	
諸謝金	2 百万円	2 百万円	
日本芸術院賞金	15 百万円	15 百万円	
職員旅費	1 百万円	1 百万円	
委員等旅費	0.4 百万円	0.4 百万円	
庁費	16 百万円	32 百万円	
計	336 百万円	353 百万円	※表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計は一致しない

事業所管部局による点検

	項　目	評　価	評価に関する説明
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	−	我が国における芸術上の功績顕著な芸術家の顕彰は、芸術家の地域編在居住実態等もあるが、全国的な視点で審査（評価）して行うべきものであり、国が実施すべき事業である。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	−	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	−	天皇皇后両陛下をお招きしての恩賜賞・日本芸術院賞授賞式に係る経費や、日本芸術院会館の運営に必要な経費のみに使途を限定している。
	受益者との負担関係は妥当であるか。	−	
	単位当たりコストの水準は妥当か。	−	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	−	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）	○	
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	活動については、会員の慎重な審査等を経た上で行っており、実効性の高い手段となっている。 成果目標については、会員の会議結果を踏まえ、適切に立てられており、実績も見込みに見合ったものとなっている。 日本芸術院会館等において、所蔵作品展や講演会会場として活用している。
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）	○	類似の事業では、日本学士院が学術上の功績顕著な者に対しての顕彰を行っている。

事業番号	類似事業名	所管府省・部局名
	日本学士院	文部科学省研究振興局

点検結果

我が国の文化芸術の振興を図るうえで、本事業は非常に重要であり、今後とも適切に事業を実施していく必要がある。法令等に基づき事業を実施し、会員等に対し適切に支出している。
また、日本芸術院会館展示室等における所蔵作品展の開催日数を増やし、会員による特別講座を新たに実施することで入館者数を大幅に増やしているところである。

外部有識者の所見

外部有識者による点検対象外

行政事業レビュー推進チームの所見

現状通り

1. 事業評価の観点：本事業は、芸術上の功績顕著な芸術家を日本芸術院会員として顕彰し、会員手当を支給等するものであり、長期継続事業の観点から検証を行った。
2. 所　　　見：長年にわたって実施しているが、法令に基づく会員手当の支給として現状で特に見直すべき事由は認められず、現在の事業内容・予算規模を維持すべきである。

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

現状通り

−

備考

平成23年度行政事業レビュー
1. 事業評価の観点：この事業は、芸術上の功績顕著な芸術家を日本芸術院会員として顕彰し、会員手当を支給するものであり、長期継続事業の見直しの観点から検証する。
2. 所 見：長年にわたって実施しているものの、法令に基づく会員手当の支給であり、現行において見直しの余地はなく、現在の事業内容・予算規模を維持すべきである。

関連する過去のレビューシートの事業番号

	平成22年	0465	平成23年	0382	平成24年	0405

資金の流れ （資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する） （単位：百万円）	※平成24年度実績を記入。 日本芸術院 303百万円 諸謝金 1.6百万円 職員旅費 0.3百万円 賞金 8百万円 庁費等 19.1百万円 を含む ↓ 【支給】 A 日本芸術院会員 全109人 274百万円 （日本芸術院会員に対し会員手当を支給）

費目・使途 （「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載）	A.個人					
	費　目	使　途	金　額 （百万円）	費　目	使　途	金　額 （百万円）
	会員手当	日本芸術院会員に対して支給する会員手当	3	－	－	－
	計		3	計		－

支出先上位10者リスト

A.

	支　出　先	業　務　概　要	支　出　額 （百万円）	入札者数	落札率
1	個人A（院長）	日本芸術院院長に対する院長手当支給によるもの	3		
2	個人B（第一部長）	日本芸術院部長に対する部長手当支給によるもの	3		
3	個人C（第二部長）	日本芸術院部長に対する部長手当支給によるもの	3		
4	個人D（第三部長）	日本芸術院部長に対する部長手当支給によるもの	3		
5	個人E（会員）	日本芸術院会員に対する会員手当支給によるもの	3		
6	個人F（会員）	日本芸術院会員に対する会員手当支給によるもの	3		
7	個人G（会員）	日本芸術院会員に対する会員手当支給によるもの	3		
8	個人H（会員）	日本芸術院会員に対する会員手当支給によるもの	3		
9	個人I（会員）	日本芸術院会員に対する会員手当支給によるもの	3		
10	個人J（会員）	日本芸術院会員に対する会員手当支給によるもの	3		